

2020年3月11日

矢ヶ崎克馬

福島原発事故の実相④

チェルノブイリの原発事故と福島原発事故の相違についてと食材汚染の現状

本日は東北地方大震災、原発事故9周年の日です。

今まで強いられてきた困難に対して苦難を凌ぎ、耐え抜いて、生き抜いてきた被災者皆様のご苦勞を心からねぎらいます。お疲れ様でした。

この間、地震・津波によって亡くなった方を含めて数十万人の方が犠牲になっています。心からお悔やみ申し上げ、1分間の黙禱を捧げさせていただきます。

東電と政府の都合の良いままに処理されてきた9年間です。

大変悔しいことは「強制退去させられた人」以外は被災者の立証は困難を極め、事実上切り捨てられてきました。

健康被害については、被曝により命を縮められていても臨床的には「放射線被曝による」ことは金輪際証明できません（コロナウィルスなどとは全く違います）。

圧倒的に多くの方が「自己責任」で処理されています。統計的に明瞭に放射能起因性が証明されている小児甲状腺がんさえ、科学が無視されています。

安倍首相の「健康被害は一切ありません」がまかり通っています。

「オリンピックどごじゃねえ」。

セシウム137の放射線強度が10分の1になるには100年掛かります。

事故後9年はたった9年しか経っていないのです。

来年で10年。トリチウムだけでなく大量の放射能を含んだタンクの水が海洋に投棄され、放射能は漏れっぱなしの「廃炉処理」は手が付けられないまま「原発事故は終わった」と宣言されそうです。

命と暮らし、どう守っていけるのでしょうか？

守り抜かねばなりません。

さて学習の意も込めて避難者通信9周年シリーズを行っています。

今回は4回目。

チェルノブイリの原発事故と福島原発事故の相違についてと、食材汚染の現状を述べます。

添付ファイルをご覧ください。

9周年シリーズ④

(1) 東電事故とチェルノブイリ事故の住民保護の違い

チェルノブイリ法²⁾では、市民に対する国際基準 $1 \text{ mSv}/\text{年}$ で市民の被曝軽減措置が始まる。 5 mSv 以上では居住が禁止された。

チェルノブイリ汚染区分

汚染ゾーンの区分	年間等価線量 $\text{mSv}/\text{年}$	放出された核汚染レベル		
		Cs137	Sr90	Pu238、 Pu239、 Pu240
		kBq/m^2 (Ci/km^2)		
定期的に汚染検査する居住ゾーン	<1	37~185 (1~5)	5.55~18.5	0.37~0.74
移住の権利ゾーン	1~5	185~555 (5~15)	18.5~74	0.74~1.85
移住ゾーン	5<	555~1480 (15~40)	74~111	1.85~3.7
移住優先ゾーン	5<	1480<X	111<X	3.7<X
居住不可ゾーン	チェルノブイリ原発30kmゾーン 1986年5月に撤退			

図5 チェルノブイリ方の汚染区分
年間等価線量（吸収線量）と3種類の汚染区分を持ち、どれでもその区分を突破するとその地域の汚染区分は上のランクに位置される。

日本では 5 mSv 以上 20 mSv までの汚染地域に 100 万単位の人が住み、作物を生産し続けた。食べて応援で全国の人が被曝した。これはチェルノブイリではありえなかった被曝被害である。

避難基準 チェルノブイリと日本

放射能強度 吸収線量 ($\text{mSv}/\text{年}$)	チェルノブイリ	日本
0.5~1	管理強化	
1~5	移住権利	居住・生産
5~	移住義務 強制退去	居住・生産 居住・生産
<20		避難指示解除区域
20~50		居住制限
50~		帰還困難

内部被曝の拡大再生産

図6 チェルノブイリ基準と日本の基準の違い。チェルノブイリでの等価線量（吸収線量）は外部被曝と内部被曝の合算から成り立つ。しかし日本の基準は外部被曝のみによる。日本の 20 mSv はチェルノブイリ法ではおよそ 33 mSv である。

日本の法律による規制値: $1 \text{ mSv}/\text{年}$

(2) 不当なモニタリングポストの数値（実際の半分しかない）

日本政府は放射能モニタリングポストを正式な記録とするとしているが、矢ヶ崎らの調査¹⁾によれば、モニタリングポストは正確な吸収線量の約半分の値しか示さない。公式発表の $20 \text{ mSv}/\text{年}$ は実質 $40 \text{ mSv}/\text{年}$ であるのが実態である。

その上、チェルノブイリの等価線量には内部被曝が考慮されているのに対し日本政府の値は外部被曝のみである。政府発表の 20 ミリシーベルトはチェルノブイリ基準にして正確な値として勘定し直すと 67 mSv となる（ 20 mSv は半分だから実際は 40 mSv 。それに内

部被曝の $40 \times 2 / 3 = 26.7$ を加えると約 67mSv ととなる)。チェルノブイリ基準で算定すると実に巨大な線量の下に住民が「住み続けさせられた」のである。IAEA 会議⁴⁾での言葉を借りると「永久に続く汚染地域」にである。実に恐ろしい事だ。

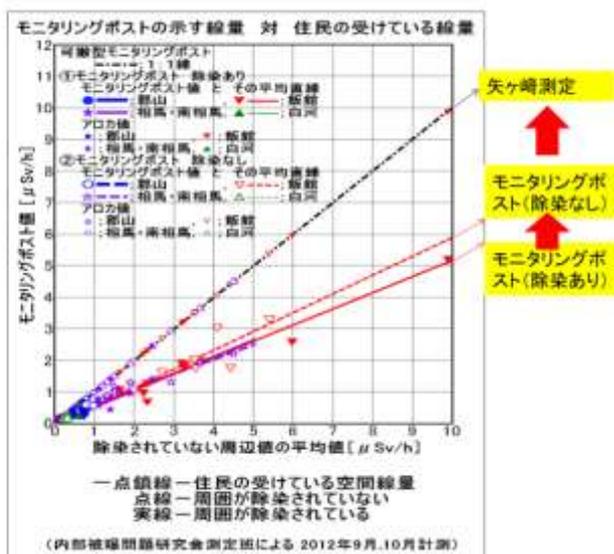


図7 モニタリングポストは約半分の値しか示さない¹¹⁾。

原発事故以来9年が経過する。セシウム137の強度が10分の1になるまで100年が必要だ。経った9年しか経過していないのである。多量の汚染生産物が流通し全国に内部被曝が広がった。厚労省人口動態調査のデータを分析し、2011年以降7年間の死亡者の異常増加は27万6千人、出生者の異常減少は27万1千人合

計54万7千人の異常人口減少を確認した¹²⁾(後出)。

(3) 東日本全域に及ぶ食品放射能汚染



図8 日本の食品汚染の現状¹³⁾(厚労省測定:2017年、ホワイトフード地図化) 東日本全域が危険域

図8には2017年上半期の厚労省測定、ホワイトフード地図化による食品放射能汚染地図を示す¹³⁾。

ホワイトフードHPにはこう書かれている:「検出限界値の平均は22.7Bq/kg。検出限界値がとても高いにもかかわらず、計2,781検体から放射能が検出され、国の基準値100Bq/kgを超える放射性物質を検出した食

品だけでも110検体に及んだ」。

より健康を重視した基準1Bq/kg程度を検出目標とするならば(ホワイトフードは最も厳しい基準値として0.5Bq/kgとしている)夥しい数の食品汚染が報告される。この状況は現在も基本的に同じである。

山海の珍味の汚染

海の汚染についての非常に深刻な汚染状況を表す証拠写真がある¹⁴⁾。2018年7月31日に気仙沼漁港に水揚げされた鰯¹⁴⁾を魚屋で8尾買った方が、異常を感じて骨を露わにしたところ、すべての鰯の背骨が湾曲していた。鰯は海水中表層に生息し、プランクトンを食す沿岸回遊魚である。鰯の異常はプランクトンの放射能汚染による可能性が強い。イワシに限らず汚染海域に生息する魚貝類については同様な状況が推定される。これを我々は「おいしい、おいしい」と食しているのである。



図9 2018年7月31日に気仙沼漁港に水揚げされた鰯¹⁴⁾。

最近の食品規制のニュースをいくつかピックアップする：

- ① 2017年4月 過去最高のストロンチウム90 福島沖 クロダイ 30Bq/kg
- ② 2019年11月 白メバルの出荷自主

制限 57Bq/kg

- ③ 2019年5月 コモンカスベ 161Bq/kg
- ④ 2019年6月 クロソイ 101.7Bq/kg
- ⑤ 2019年10月 きのこ出荷制限 (山梨県： 福一から 300 km)

2019年10月4～7日と10～19日、野生キノコ26検体採取中食用キノコ21検体から基準値を上回る放射性セシウム137が検出

最高は富士河口湖町で採取したショウゲンジ **670ベクレル**

農地の汚染

次図は福島県農民連が福島県北部の果樹園の汚染を調査した結果である¹⁵⁾。

4万 Bq/m²以下の汚染は測定地点 162カ所中わずかに1カ所だけである。

福島県北定例土壌検査結果
 福島県農民運動連合会 2016
 * 果樹園土壌検査データ

図10 福島県北果樹園土壌検査¹⁵⁾

万Bq/m ²	箇所
2.7	1
4~9	4
10~19	28
20~29	50
30~39	43
40~49	23
50~79	13
計	162

食品 100Bq/kg 以下は安全か？

食糧制限に関し、政府は「基準値 100Bq/kg 以下は安全である」と言う。

しかしこの基準以下で全国的に「食べて応援」をしたと思える死亡者の異常増加が分析された¹²⁾(後出)。犠牲者は弱いものから出てくる。

食品放射能基準は「社会的・経済的基準」である。健康上安全であるというのではなく、社会生活上やむを得なく実施しなければならないという基準である。

汚染された食品を食することによる内部被曝は必ずリスクを伴う。食品放射能基準は「リスクはありますが、流通させざるを得ないので承知してください。免疫力が弱ければ命を奪われることもあります。どうか覚悟して召し上がってください。」と言うべきものである。

多くの国は異常事態時と通常時の 2 重の基準を持っている。日本政府は他国の異常事態時の基準と比較して「日本は世界で一番厳しい基準を持つ」などとする¹⁶⁾。通常時規制の一部を図 1 1 に示しますが、日本が世界一であるとするのは明らかに事実ではない。

ここでも日本政府の虚偽の手口が人々の判断を狂わしている。

ウクライナ	Cs137	ベラルーシ	Cs137	Sr90	日本	Cs137
	Bq/kg		Bq/kg	Bq/kg		Bq/kg
パン・パン製品	5	飲料水	10	0.37	一般食品	100
ジャガイモ	20	ミルクとミルク製品	100	3.7	乳児用食品	50
野菜(根菜,葉菜)	20	パンとパン製品	40	3.7	牛乳	50
果物	10	ジャガイモ	80	3.7	飲料水	10
肉・肉製品	20	(調理済みの)幼児用食品	37	1.85		
魚・魚製品	35					
ミルク・乳製品	20					
卵(1ヶ当り)	2					
飲料水	2					
コンデンスミルク	60					
粉ミルク	100					
野生イチゴ・キノコ(生)	50					
野生イチゴ・キノコ(乾燥)	250					
薬草	200					
その他	200					
幼児食品	5					

図 11 日本、ウクライナ¹⁷⁾、ベラルーシ¹⁸⁾の食品放射能基準

図 12 は日本分析センター調査による 2008 年時点での食品の放射能汚染状況である。

食料の放射能基準が事故前に比べていかに大きいものであるか、確認されたい。

事故前(2008年時点)の食品の放射能汚染状況(セシウム137の濃度)		
日本分析センター平成20年度事業報告書		
種類	数値	単位
上水	0.00004	Bq/L
米	0.012	Bq/kg
根菜	0.008	Bq/kg
牛乳	0.012	Bq/L
魚類	0.091	Bq/kg

図 12 2008 年時点での食品の放射能汚染状況¹⁹⁾。

被害者同士で争ったり放射能の危害を軽んじたりせず、「命どう宝」、ともに人権を守る意識を

今日日本の政府に求められる政策は「汚染地内の農民にも、汚染地外の消費者にもともに危険を知らせ、被曝を避ける最大限の防護柵を講じる」ことである。

汚染された福島県産米を福島農民が「俺は食わねーが、全部売り切った²⁰⁾」と明言する。あるいは「新潟県産コシヒカリ」の袋で県産米を売り裁いた、等々の噂は後を絶たない。苛政により農民が自らの天命(安全な食物供給)を放棄する!! 逆に、消費者が福島農民を「テロリストと同じだ」、「人殺し」と罵倒する。

しかし全国の善良な市民は政府の「食べて応援²¹⁾」の呼びかけに基づいて、極めて善良な心で食べ支えた。結果、健康被害を背負い込んだ(後出)。

被災者同士の「汚染地農民」対「全国消費者」の利害相反の争いとしてはならない。ともに図 1 5 および図 1 6 に示す(強い蓋然性を持って放射能に起因すると考えられる)死亡者異常増加の現実を率直に認め、「命どう宝」: 人格権に基づくともに手を携えた連帯を示さなければならない。これがファシズムとたたかう民の力となる。お互いの人権を支え合うことこそが暴政を自らの力で民主政治に変革する力となる。